

令和四年第四回藤崎町議会臨時会会議録

一、開会日時 令和四年十月二十一日 午前九時五十九分

一、開会場所 藤崎町議会議場

一、閉会日時 令和四年十月二十一日 午前十時三十七分

一、出席及び欠席議員の氏名

別紙のとおり

一、職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局 局長 木村 宣文 局長補佐 佐藤 健

一、地方自治法第二百一十一条第一項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	平 田 博 幸	副 町 長	五 十 嵐 晋
総務課長選管事務局長併任	高 木 秀 光	財 政 課 長	三 上 孝 之
福 祉 課 長	葛 西 昭 仁	農 政 課 長	館 田 康 彦
建 設 課 長	鳴 海 浩 司	上 下 水 道 課 長	清 野 健 志

一、議事日程

別紙のとおり

一、会議に付した事件

一、会議録署名者指名

一、会期の決定

一、諸般の報告

一、町長提案理由説明

一、報告第十八号 専決処分した事項の報告（損害賠償額の決定について）

一、報告第十九号 専決処分した事項の報告（損害賠償額の決定について）

一、議案第五十一号 令和四年度藤崎町一般会計補正予算（第六回）案

一、議事の経過

別紙のとおり

第一日 令和四年十月二十一日

開 議 午前九時五十九分

○議長（小野 稔君）

おはようございます。

会議に入る前に、議場内の皆様でスマートフォン、携帯電話をお持ちの方は電源を切っていただくようお願い申し上げます。

ただいまの出席議員数は十三名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから、令和四年第四回藤崎町議会臨時会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

日程第一、会議録署名者の指名を行います。

会議規則第二百二十二条の規定により、会議録署名者は、四番五十嵐 忍議員、五番奈良完治議員、六番前田信一議員を指名します。

日程第二、会期の決定を議題とします。

本臨時会の会期及び会期日程については、議会運営委員会で審議しましたので、議会運営委員長から報告を求めます。議会運営委員長奈良完治議員。

〔議会運営委員長 奈良完治君 登壇〕

○議会運営委員長（奈良完治君）

おはようございます。

ただいまから、議会運営委員会で審議いたしました結果をご報告申し上げます。

去る十月二十日午前十時から小会議室において、地方自治法第百九条第三項第一号の所管事務調査のため議会運営委員会を開催し、令和四年第四回藤崎町議会臨時会の会期及び会期日程について、各委員の意見を十分尊重の上、慎重に審議いたしましたところ、会期は本日一日とし会期日程については、お手元に配付しておりますとおり、開会、会議録署名者指名、会期の決定、諸般の報告、町長提案理由説明、議案審議、採決、閉会、以上のように議会運営委員会で決定いたしましたことをご報告申し上げます。

○議長（小野 稔君）

お諮りします。ただいま議会運営委員長から報告がありましたとおり、本臨時会の会期は本日一日とし、お手元に配付してあります日程表のとおりにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野 稔君）

異議なしと認めます。よって、議会運営委員長の報告のとおり会期は本日一日とし、お手元に配付してあります日程表のとおりと決定しました。

日程第三、諸般の報告を行います。

議案等の受理事項については、朗読を省略し、お手元に配付してあります印刷物によりご了承願います。

これで諸般の報告を終わります。

日程第四、報告第十八号から報告第十九号まで及び議案第五十一号を一括上程し、町長から提案理由の説明を求めます。平田博幸町長。

〔町長 平田博幸君 登壇〕

○町長（平田博幸君）

改めまして、皆さんおはようございます。

自然災害はいつどこであるか分かりませんが、今年の八月三日と九日、一週間のうち二回も線状降水帯が青森県上空にとどまって、多くの地域で自然災害の爪痕が残っているところがございます。我が町においても、白子地区の果樹園が、リンゴ園が、六十八ヘクタールぐらい冠水しまして、被災受けられました皆様には、議会の皆様、町民の皆様とともに、心からお見舞いを申し上げる次第であります。町では、八月二十三日の臨時会、満場一致で農薬救済の手順が農政課中心にきっちりやって、十月十八日に、被災を受けた皆様へ給付というような運びになろうかと思っております。

また、国でも、今十月三日から開会しまして、激甚災害、あるいは災害救助法の適用がほぼ審議になって固まると、そう思っております。第二弾の救済をしっかりと対応していきたいと、そう思っております。

本日、ここに令和四年第四回藤崎町議会臨時会を招集いたしましたところ、議員の皆様におかれましてはご多用にもかかわらずご出席を賜り、厚く御礼申し上げます。

本臨時会の開会に当たり上程されました報告二件、議案一件の概要についてご説明申し上げ、ご審議の参考に供したいと思っております。

報告第十八号専決処分した事項の報告の件。本報告は、令和四年専決第十二号の損害賠償額の決定についてであります。内容につきましては、令和四年八月五日、下袋浄水場跡地の除草作業中に飛び石が発生し、隣接する有料老人ホームに駐車していた車両に損害を与えたもので、その修理費用について令和四年九月二十日に示談が成立し、賠償額を決定したことから報告するものであります。

報告第十九号専決処分した事項の報告の件。本報告は、令和四年専決第十三号の損害賠償額の決定についてであります。内容につきましては、令和四年八月二十六日、町道国道境森線において、通勤途中の自家用車が大型車とすれ違うため路肩に運転車両を寄せた際に、設置してある視線誘導標が車道側に傾いていたため、車両が接触し、擦過痕がつい

たもので、その修理費用について令和四年十月十二日に示談が成立し、賠償額を決定したことから報告するものであります。

議案第五十一号令和四年度藤崎町一般会計補正予算（第六回）案。今回の補正は、国の新型コロナウイルス感染症及び原油価格、物価高騰対策予備費等を財源とし、消費者の暮らしや事業の経営に対する負担軽減や支援策などを計上するものであり、特に家計の影響が大きい低所得者世帯に対する支援のための事業費を追加するものであります。

また、令和四年八月に発生した大雨災害の被災農家に対する支援策として、全国から寄せられた貴重な寄附金等を被災農家に対する見舞金として支給するための事業費を追加するもので、歳入歳出ともに一億五千六百四十五万五千円を追加し、予算規模は八十一億四千四百六十六万三千円となるものであります。

まず、歳入の補正内容について申し上げます。

第十四款国庫支出金の追加は、農業者及び低所得者世帯に対する給付金支給のための財源を計上するものであり、第十七款寄附金及び第二十款諸収入雑入の追加は、災害支援としての寄附金や支援金などを計上するものであります。

次に、歳出の主な補正内容について申し上げます。

第三款民生費、電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付事業費の追加は、全国一律の物価、賃金、生活総合対策として、住民税非課税世帯等に対し、一世帯当たり五万円を支給するための経費を計上するものであります。

また、第六款農林水産業費農業振興費藤崎町農業者支援持続化給付金の追加は、町の基幹産業である農業の生産性を維持するため、農業資材や肥料などの高騰により影響を受けている農業者に対し、農業所得額に応じて三万円から十万円の給付金を支給するための経費を計上するものであり、農業災害対策費農業者災害見舞金の追加は、全国から寄せられた貴重な寄附金等を大雨被害の被災農家に対し、一世帯当たり二万円の見舞金として支給するための経費を計上するものであります。

以上、提出議案の概要についてご説明申し上げましたが、議事の進行に伴い、ご質問に応じ、本職をはじめ関係者から詳細にご説明申し上げたいと思います。何とぞご慎重なるご審議の上、原案のとおりご決定を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小野 稔君）

日程第五、報告第十八号専決処分した事項の報告の件（損害賠償額の決定について）を議題とします。

これから質疑を行います。浅利議員。

○十三番（浅利直志君）

専決の第十二号なんですけれども、浄水場跡地の除草中に飛び石を発生させたと。飛び石はあり得ることなんですけれども、それにしても車四台にも行ったというような状態なので、どのような作業をしていらっしやったのか、今後この事故から何か教訓なりそういうのがあるのかどうか、どういう内容の事故形態であったのかということについてお聞きいたします。

○議長（小野 稔君）

上下水道課長。

○上下水道課長（清野健志君）

全く私の監督不行き届きでありまして、その被害を受けた施設の方々にはご迷惑をおかけしたんですが、まず、通常は私ども除草作業する場合は、複数の人数でやっております。使用する機械も刈払い機でやっているんですが、当日は、その職員の日程調整がままならず、一人で除草作業をいたしました。本人は勤務時間の関係もありまして、四時十五分に退所するものですから、とにかくその時間内に終えたいということで、手押し式の草刈り機を持ってきまして、それで、当然本人の簡便もあったんですが、そこで急いでやった状況であります。その下袋の浄水場跡地のところを挟んで

向かい側にふじの郷という有料老人ホームがありますが、その駐車場に駐車していた施設の車両一台と、従業員、職員の方々の車両三台に被害を及ぼしたということであります。

教訓といたしましては、事前に日程を職員にアナウンス、お知らせして、必ず複数人数でやるように、それから、使用する機械は当然刈払い機で、そういう手押し式などという能力が高いものではなくて、多少能力は劣るでしょうが刈払い機でやるようにということで周知したものであります。

以上です。

○議長（小野 稔君）

ほかに質疑ありませんか。（「なし」の声あり）これで質疑を終結します。

以上で報告第十八号を終わります。

日程第六、報告十九号専決処分した事項の報告の件（損害賠償額の決定について）を議題とします。

これから質疑を行います。奈良完治議員。

○五番（奈良完治君）

少々確認の意味で聞かせていただきます。

これを見ると、道路のほうに傾いて乗用車がそれをこすった感じというふうに書いているように思うんですけども、それで間違いはないのでしょうか。

○議長（小野 稔君）

建設課長。

○建設課長（鳴海浩司君）

お答えいたします。

今議員がおっしゃったとおり、視線誘導灯が車道側に垂直方向に約二十センチ程度傾いておりまして、そちらに乗用車の左側がこすっていったという形になっております。

以上であります。

○議長（小野 稔君）

奈良完治議員。

○五番（奈良完治君）

ということは、過失責任の中では五十%ぐらい、つまり、運転者の方の責任も五十%ぐらいあったわけですか。

○議長（小野 稔君）

建設課長。

○建設課長（鳴海浩司君）

お答えいたします。

こちらのほうの損害賠償金につきましては、町で加入しております総合賠償保険のほうに問い合わせいたしまして、そちらの判断で半分は相手方のほうにも過失があるということで、五十%の補償金になるということで、そちらのほうをもちまして町のほうで本人と示談交渉をして決めたということとなっております。

以上です。

○議長（小野 稔君）

ほかに質疑ありませんか。奈良完治議員。

○五番（奈良完治君）

例えば、国道でも県道でも、除雪とか事故の関係の中で、ガードレールがめくれているとか、道路のほうに入ってきて

ている、そういう場合もあるんです。例えば標識でも一緒です。そうすれば、例えばすれ違いの際に、国道でそれにぶつかってこすった場合、これは国のほうとかに当然請求できる、県のほうにも請求できるというふうに、これはそれこそ一般の人たちの考えですよ。町でそういうふうに対応するのであれば、当然町道、それは町のものでありますので、そういうふうな責任とかが発生しますよね。国、県もそうすれば、同じような考えで私たちは生活してよろしいのでしょうか。ご意見として伺いたいと思います。

○議長（小野 稔君）

建設課長。

○建設課長（鳴海浩司君）

道路はそれぞれの道路管理者の管理ということで行っております。国道、県道に関してもそのような請求はすることはできるかなとは思いますが、あくまでもその状況、今回は日中に見晴らしもよく天気もいいということでこういうような補償になったかと思うんですが、これが例えば雪が吹いているとか、自然現象でそうだとか、夜間であるとかという場合になれば、また補償の割合等出ない場合も、さらに多くなる場合もあるかと思っておりますので、その都度都度、その道路管理者に問い合わせることは可能かと思っております。

以上であります。

○議長（小野 稔君）

ほかに質疑ありませんか。相馬勝治議員。

○十番（相馬勝治君）

説明は大分分かったんですけども、今のこの視線誘導標、建設課長は今二十センチぐらい車道に傾いていたと。要は、これから、誘導標を修理と言えぱおかしいんですけども、元に戻すのか、まだ現状でいるのか、その辺の今の状

態はどうなんですか。

○議長（小野 稔君）

建設課長。

○建設課長（鳴海浩司君）

事故の発生後、その視線誘導標のところには、一時期三角コーンとバリケードで二次災害起きないようにという形にしておりました。その後、今回の視線誘導標は金属製のものであり、通常であればプラスチックとかそういうものなんですけれども、金属製のものが曲がっているということで、町の職員が行って、ちょっと人力で元通りに戻し、また真っすぐにしているという状態で、今は元通りになっているという形になっております。

以上であります。

○議長（小野 稔君）

ほかに質疑ありませんか。浅利議員。

○十三番（浅利直志君）

その視線誘導標といいますか、そういうたぐいのその事故現場の誘導線、標識だけじゃなくて、違うところも確認する必要があると思うんですけれども、その辺はどういうふうになさっているのかということはどうでしょうか。

○議長（小野 稔君）

建設課長。

○建設課長（鳴海浩司君）

お答えいたします。

今回、こういう事故が起きてしまったということで、普段から町道のパトロール等を行っているんですが、主に、道

路の状態、穴とかというところを気をつけて重点的にパトロールしていたんですが、今回、こういうことがあったので、職員に対しては、視線誘導灯、またはガードレール等もきちんと見るようなパトロールしてくださいということで指示はしております。

以上であります。

○議長（小野 稔君）

ほかに質疑ありませんか。相馬議員。

○十番（相馬勝治君）

関連するかしなにかちょっと分からないですけども、ちょっと意見として要望したいんですけども、これから除排雪の準備とか様々なポールを立てたりするわけですが、当然道路の脇にポール立てたり、くい打ってポール立てたりするんですけども、これとはちょっと関係ないかもしれないけれども、結局冬場、ポール、随分車道側に来たりする場合もあるんですよ。その辺のところを含めて、この誘導標ではないんですけども、そういう箇所が結構町内に見受けられますので、その辺のところを建設課でも誘導標に関してはこれからも十分気をつけて、各業者に周知してもらいたいと思っております。

付け加えて、くい打った後の撤去ですよ。当然、農家の人たちが春になれば草を刈るんですけども、くいをそのまま放置しているという業者もあります。その辺のところ、視線誘導標ではないんですけども、その辺のところも含めて、これから業者及び担当課におかれましては、十分その辺のところを留意してやってもらいたいと思っております。とにかく、草刈り機に木を放置されますと、草刈り機でバンって跳ね返る人もおりました。私も含めて、その辺の配慮をこれからひとつお願いしたいと思います。

○議長（小野 稔君）

答弁を求めますか。（「要りません」の声あり）はい。

ほかに質疑ありませんか。（「なし」の声あり）これで質疑を終結します。

以上で報告第十九号を終わります。

日程第七、議案第五十一号令和四年度藤崎町一般会計補正予算（第六回）案を議題とします。

これから質疑を行います。浅利議員。

○十三番（浅利直志君）

災害、大雨被災の被災農家に対して、一世帯当たり二万円の見舞金を支給するというようなことについてですけども、これは、何か副町長にお聞きしたときには、今まで被害申請というか、そういうような言い方をしていらっしゃったんですけども、言っていたように記憶をしておるんですけども、被害届というか、相談というか、そういうのに改めて、あのとき行かなかったけれども届け出るじゃとかという、そういう追加的な届出というか、そういうのも必要なかなと思っておりますんですけども、見舞金の支給対象というのをどういうふうに絞り込んでいくのかということについてはどうでしょう。

○議長（小野 稔君）

農政課長。

○農政課長農委事務局長併任（舘田康彦君）

お答えいたします。

八月八日、九日で行われた被害状況報告というか、相談に来た方、約六十四名の方につきまして見舞金のほうを交付すること、支払うこととしております。

以上です。

○議長（小野 稔君）

浅利直志議員。

○十三番（浅利直志君）

ですから、見舞金ですんで、結局もうちょっと幅広く、そこに相談に行かなかった人は対象外だとかというようなことで線引きしていいのかということなんです。それはちょっと何か聞けば手続、写真も必要だとか、作業日報も必要だとか面倒くさいので、わんつかなところさに行かぬじゃという、相談に伺わない人もあるやに私は聞いているんですけども、六十四名に見舞金支給、限定していいものなのかなという思いがあるんですけども、町長にお聞きしますけれども、どういう、見舞金ですから幅広に対応すべきものじゃないのかなというふうに思っているんですけども、どういってお考えでしょうか。

○議長（小野 稔君）

平田町長。

○町長（平田博幸君）

基本的には八月三日と九日と二回にわたっての線状降水帯で、岩木川、そしてまた平川の合流地点の白子地区の果樹園、あるいはまた、平地でトマトハウスをやっている農家の方、あるいは水稻、あるいは大豆を営農している農家の皆さん、ピンポイントで文書は、町で把握している農家の皆さんにはピンポイントで郵送して受付しますよということで九月の月上旬三日間にわたって受けたわけですね。そのほか、インターネットやら、あるいは町の広報とかでも広く周知したところでもございます。ですから、今後私のところもいったというような農家の町民がありましたら、これは、門戸を広げて相談には乗っていきたいと思いますけれども、担当課のほうでは周到な準備をしてやってきたと私は解釈しているところでございます。

○議長（小野 稔君）

ほかに質疑ありませんか。奈良岡文英議員。

○七番（奈良岡文英君）

今回、農業災害対策の見舞金として予算計上しておりますけれども、このほかに、今後農業を続けていくために再生産をするためにどのような支援をこれ以外に考えているか伺います。

○議長（小野 稔君）

農政課長。

○農政課長農委事務局長併任（舘田康彦君）

先日、八月十九日に国の災害についての説明会がありまして、国のほうでは、樹勢回復に向けた労務費の支援、これにつきましては十アール当たり七万一千円、あと、堆積土砂の影響によって、その影響防止のために行った労務費として十アール当たり二万三千円、そのほかに改植事業につきまして、それぞれ単価あるんですけれども、その取組がこれから行われます。県におかれましては、代替地に関わる調査もありまして、町のほうでは、その状況を見極めながら、簡単に申し上げれば、資材購入費の援助とかというのは検討してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（小野 稔君）

ほかに質疑ありませんか。浅利直志議員。

○十三番（浅利直志君）

電力・ガス・食料品等価格高騰対策として、約一億円ですか。五万円だとしますと、二千世帯ぐらいなのかなというふうに思うんですけれども、それはそれで、全国的な国の、ある種制度実施の目安というふうにも考えられるんですけ

れども、この間話を聞きますと、生活としてはそれに近い、住民税非課税世帯と近いような、そういう世帯もあるわけですね。実際。その世帯の人は、むったど同じ人ばかり助成の対象になっているんですが、私だってへづないんだよというふうな声も聞くんです。私的には、やっぱり所得の高い人というか、ここで高いと言え一千万円超えるぐらいなんですよ、億という人はいないでしょうから、所得水準で。いずれにしても、もっとはっきり全員が苦しんでいるわけですから、今。ですから、はっきり申しますと、田舎館でやっているような、水道料金の基本料金を半年間免除するとか、あるいは、また基本料金まで行かないのならメーター使用料ぐらい半年ぐらいただにするとか、そういう思い切ったこともやっていいんじゃないか、やるべきなんではないのかなというふうに思っています。阿部議員もそういう趣旨の発言をしたというふうに私は記憶しておるんですけれども。この五万円の電気や食料品等の価格高騰対策、それ自体を否定するものじゃないんですけれども、さらに恩恵を広げるといって、そういう検討はなさったものなんでしょうか。また、今後検討する余地があるのでしょうか。これは経営戦略に聞いても何なので、最も町のトップであります町長にお聞きいたします。

○議長（小野 稔君）

平田博幸町長。

○町長（平田博幸君）

まず、今回の臨時会に計上されている、ただいまご指摘の電力・ガス、食料品等価格高騰緊急支援給付金、これは、全国的に国が低所得者が光熱費とか燃料とか、様々な食べ物の物価も上がってきていますよね、九月、十月から、そういうことで、所得が低い者に対応するということが、国が決めたものであります。ただ、言わんとするところは私十分理解できるんですよ。ただ、国から来たお金をそのまま事務的な手続は町でやって渡すというところで、本当に残念でございましてけれども、町でも財源があればもうちょっと二千所帯から三千所帯に増やしてやっていくというのは、私は

考え方は中にはあります。ただ、町の財源というのは、皆さんもご存じのとおり、今現状を有効活用しながら、活発にしながら、将来を見据えた財政運営をするのも、これは我々の責務でもございますので、ご理解していただきたいと、そう思っているところでございます。

先ほど奈良岡議員からも農業支援のことについても、今一回限りかというようなお話もありました。国で、今国会がいろいろな意味で審議されています。ただ、過去のことをがんがん、がんがんということではなく、将来の国がどうあるべきかという議論を国会ではやっていただいて、本当に国民のための議論を展開していただいて、それが予算化して四十七都道府県、あるいは国民のために対応できるような国策を示していただきたいというような要望も私はしていきたいと、そう思っております。

○議長（小野 稔君）

浅利議員。

○十三番（浅利直志君）

町長の考えも今お聞きしたところなんですけれども、非課税世帯だけじゃなくて、その周辺の所得水準にある方も同じように我慢しているわけでありますので。ただ、いずれにしても、日本がこの二十五年なら二十五年、四半世紀にわたって給料が上がらない、そして、現在に至っては円安ということで、貿易も黒字どころか赤字になっている、そういうような国の姿そのものを思い切って変えないことには、カンフル剤だけではだめなんだというようなことがいよいよはっきりしたんではないのかなと思っております。輸出であれば、自動車産業一本足打法では国の私たちの所得を上げるということもできないという状態でもありますので、私がお聞きしたいのは、この五万円の低所得者に対する支援、これはもちろん必要でありますけれども、例えば、私の記憶で単身世帯であれば所得水準四十五万円、働いている人であれば百万円以下とか、そういうある種の目安があるんですけれども、この所得、早い話が非課税世帯が千八百世帯だ

としますと、千八百世帯あるんだというふうにしますと、これを二倍なら二倍の範囲に引き上げるというふうになれば、藤崎町の場合はどれぐらいの人が対象になるのかというふうなことについてはどういう現状なんでしょうか。

○議長（小野 稔君）

福祉課長。

○福祉課長（葛西昭仁君）

お答えいたします。

実績としまして、過去の十萬円の非課税世帯への支給の実績が、議員おっしゃったとおり約千八百件ございました。これを倍にすると、三千六百件程度にするのであれば、現在町の概算の概算になりますが、町では六千世帯ですので、その程度の割合、半分超の世帯に対して支給されるという計算にはなりません。

以上です。

○議長（小野 稔君）

ほかに質疑ありませんか。（「なし」の声あり）これで質疑を終結します。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第五十一号を採決します。議案第五十一号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野 稔君）

異議なしと認めます。よって、議案第五十一号は原案のとおり可決されました。

これをもって本臨時会の会議に付議された事件の審議は全て終了しました。

これにて本日の会議を閉じます。

よって、令和四年第四回藤崎町議会臨時会を閉会します。

ご苦労さまでした。

閉 会 午前十時三十七分

地方自治法第二百三十三条の規定により、ここに署名する。

議 長 小 野 稔

署名議員 五 十 嵐 忍

署名議員 奈 良 完 治

署名議員 前 田 信 一